防府市地域クラブ活動の
運営に関するガイドライン

防府市

防府市教育委員会

策定　令和6年（2024年）１２月
改訂　令和７年（2025 年）　７月
改訂　令和８年（2026 年）１１月

目次

１　「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」策定の趣旨　・・・１

２　地域クラブの運営　・・・１
（１）運営団体
（２）実施主体
（３）指導者
（４）参加者

３　認定制度　・・・２
（１）認定要件
（２）想定される認定の効果

４　適切な運営のための体制整備　・・・３
（１）年間計画及び月間計画の作成
（２）運営体制
（３）活動場所や活動環境の整備
（４）学校との連携
（５）個人情報の管理

５　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組　・・・４
（１）適切な指導の実施
（２）体罰、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶
（３）大会・コンクールについて

６　適切な休養日等の設定　・・・５
（１）学期中の週当たりの休養日の設定について
（２）長期休業中における適切な期間の連続休業日の設定について
（３）１日の活動時間の制限について
（４）活動時間帯について

７　安全管理と事故防止について　・・・６
（１）活動中の安全管理について
（２）事故への対応
（３）生徒、及び指導者保険への加入について

（４）遠征等の移動について
（５）落雷・悪天候時の対応
（６）感染症対応
（７）熱中症対策等
（８）その他

別表①　学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要　・・・８

自家用車・レンタカー利用時安全管理チェックシート　・・・９

１「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」策定の趣旨

本ガイドラインは、防府市の地域クラブ活動を対象とし、生徒たちにとって望ましい活動環境を構築し、最適に実施されることをめざすものとする。

本運営に関するガイドラインの基本的な考え方は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年１２月文部科学省）、「山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」（令和８年（２０２６年）山口県教育委員会）を遵守することを原則としたうえで、防府市が認定した地域クラブにおいては、このガイドラインに基づき地域クラブ活動を運営することとする。

２ 地域クラブの運営

（１）運営団体

本市では地域全体で支える「学校と地域が協働した地域クラブ活動」とするため、各地域クラブ活動を統括する運営団体については、「防府市」とする。

生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動を推進するため、運営に関する事務を「防府市地域クラブ管理事務局」（以下「クラブ管理事務局」という。）が担う。クラブ管理事務局はスポーツ・文化芸術団体や各学校等と連携を図るとともに、情報発信や研修機会の整備等を行う。

（２）実施主体

実施主体は、市内に活動拠点のある個別のスポーツ・文化芸術団体等とする。また、地域クラブ活動は学校部活動の教育的意義や役割を継承する教育活動であり、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは異なるものであるため、実施主体は市が定めた認定要件を全て満たす団体とする。

（３）指導者

生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であるものとする。

また、指導者は「防府市認定地域クラブ活動指導者登録に関する要綱」に基づき、登録を行う。

（４）参加者

地域クラブの参加者は、下記に該当する中学生とする。

①防府市に在住の中学生、または防府市内の学校に在籍の中学生

②上記以外で、防府市が特に認めた者

※令和９年度までは、従前の取扱いを維持し、市外の中学生も参加可能とする。ただし、競技力強化等の観点から集めることは認められない。
※地域クラブへの加入後に、本要件を満たさなくなった場合も、本人が希望した場合は引き続き参加を可能とする。

３ 認定制度

（１）認定要件

防府市が認定する地域クラブは、以下の①～⑨の要件を全て満たすこととし、詳細は「防府市地域クラブ認定要綱」において定める。

① 防府市内に活動拠点があること
② 文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、山口県が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」、「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」に準じた活動を行う地域クラブであること
③ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承･発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
④ 適切な活動時間や休養日が設定されていること
⑤ 活動の維持･運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
⑥ 適切な指導の実施体制が確保されていること
⑦ 適切な安全確保の体制が確保されていること
⑧ 適切な運営体制が確保されていること
⑨ 学校等との連携が適切に行われていること

（２）想定される認定の効果

① 生徒・保護者等に対する情報提供
② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（学校施設等の優先利用･使用料減免、学校備品等の活用等）
③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
④ 様々な大会への円滑な参加（中体連大会への出場等）

４　適切な運営のための体制整備

（１）年間計画及び月間計画の作成

地域クラブ活動の代表者は本ガイドラインに則り、毎年度「地域クラブ活動に係る活動方針」を策定する。また、年間・月間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び会計報告書を作成し、クラブ管理事務局へ提出する。

また、地域クラブ活動の代表者は毎年度、活動運営（活動時間や場所、参加予定の大会、年間の経費等）について、保護者説明会を開催するなど、適切な機会を設けて保護者、生徒に説明し理解を得る。

（２）運営体制

地域クラブ活動を実施する場合は、適切な指導と、安全管理を徹底するため、地域クラブ活動の指導者として登録した者が活動場所に立ち会うこととする。

また、一つの地域クラブ活動には、原則２人以上の指導者を置き複数人の指導者による組織的な運営が実施できるようにする。

（３）活動場所や活動環境の整備

地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図る活動であるため、市が環境整備した場所で地域クラブの活動を実施することができる。

① 学校施設等の活用

活動場所については学校部活動と同様、中学校施設を優先的に使用できるように調整を行う。また、小学校施設においても利用できるよう運営協議会において調整を行う。調整は、クラブ管理事務局が行う。

公共のスポーツ・文化芸術施設についても利用が考えられるため、下記施設を地域クラブ活動として利用する際は、会場使用料の一部を減免とする。（備品・空調使用料は除外）

【減免対象施設】

・ソルトアリーナ防府　・武道場　・陸上競技場　・野球場
・運動広場　・人工芝多目的グラウンド
・向島運動公園テニスコート　・向島運動公園多目的広場
・防府市公会堂　・防府市各公民館　・ルルサス文化センター

② 学校施設・用具等の利用ルール

地域クラブ活動における、学校施設・用具等の利用については、学校開放事業によるほか、各学校のルールに従うこと。

（４）学校との連携

① クラブ管理事務局は、各地域クラブから提出された活動計画表を、毎月学校と共有すること。

② クラブ管理事務局は、各地域クラブから提出される、活動状況や活動実績等について、年１回学校連絡表を作成し学校と情報共有すること。

③ 地域クラブは、活動上必要な情報を学校と共有することについて、入会時に生徒の保護者に同意を得ておくこと。

④ クラブ管理事務局は、学校の施設を活用する場合に学校と必要な連絡調整を行うこと。

⑤ 支援を必要とする生徒については、保護者と指導者が事前に情報を共有しておくこと。

（５）個人情報の管理

地域クラブは、個人情報の取扱に関するルール作りや担当者の設定等により適正な管理に向けた体制整備に努めるものとする。

５ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

① 地域クラブの指導者は、生徒のバランスのとれた心身の成長の確保の観点から、休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、様々なリスクを高めることを正しく理解する。

② 地域クラブの指導者は、生徒が生涯にわたって、スポーツや文化芸術等に親しむ基礎を養うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、地域クラブ活動の特性を踏まえ、休養を適切にとりつつ短時間で効果が得られる指導を行う。

（２）体罰、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶

体罰は法律で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。いわゆる「勝利至上主義」に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰等の行為を、厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、地域クラブの代表者は、全指導者で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等によって、生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

参加生徒に対しても、暴力・暴言、いじめ、無視等の行為を許さないことを徹底する。

活動中に不適切行為等が発生した場合は、地域クラブは必要な対応を行うとともに、クラブ管理事務局に報告する。

（３）大会・コンクールについて

地域クラブの代表者は、参加する大会等や地域の行事等を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事等に参加することが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう、参加する大会等や地域の行事等を精選する。

大会・コンクールへ参加する際の移動の安全確保については、次ページ「７安全管理と事故防止について（４）遠征等への移動について」に示す。

平日の大会等に参加する生徒について、地域クラブ活動から参加する場合は、学校長の判断により出席扱いとできる。同一の大会については、市内の学校間で取扱いが相違しないよう留意する。

６ 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。また、大会やコンクール等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、生徒、保護者の承認を得る。

（１）学期中の週当たりの休養日の設定について

① 週当たり２日以上の休養日を設ける。
② 平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする。
③ 大会参加等により、やむを得ず土曜日及び日曜日の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
④ 定期テスト期間中及びテスト前１週間を休養日とする。
⑤ ①②③については、長期休業中も同様とする。

（２）長期休業中における適切な期間の連続休業日の設定について

① 各学校で定める「学校閉庁日」等を活用して連続休養日を設ける。
② 可能な限り長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（３）１日の活動時間の制限について

① 平日（授業日）は、２時間程度以内とする。
② 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、３時間程度以内とする。

（４）活動時間帯について

① 平日は午後４時３０分から午後９時まで。
② 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、午前８時から午後５時まで。（大会参加等やむを得ない場合を除く）

7 安全管理と事故防止について

（1）活動中の安全管理について

地域クラブの指導者は、随時、生徒の体調等の確認、使用する施設・設備や用具等の定期的な安全確認を行うこと。また、事故が起こった場合の対処の仕方（ＡＥＤの使用方法等）を定期的に確認するとともに、救急対応など緊急時に関する連絡体制の整備を行い、事故発生時に適切に対応できるようにすること。

（2）事故への対応

活動中の事故については、基本的には、各地域クラブがその責任を負うことになる。しかし、事故には様々な状況が想定され、施設・設備の瑕疵に起因する場合は、その管理者の責任となるケースや、大会等における事故についてはその大会の主催者の責任となることも想定される。

事故等が起きた場合、各地域クラブはクラブ管理事務局に報告すること。

（3）保険への加入について

地域クラブ代表者は、指導者及び参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けること。

（4）遠征等の移動について

生徒たちの安全確保が何より重要であるため、国通知にある対策を踏まえ、事故防止等に取り組むこと。

①移動手段の手配に当たって交通事業者等を利用する場合、適切に交通事業者等を選定すること。また、契約内容を明確化し、書面を保存しておくこと。

②自家用自動車、レンタカー利用の際には、「安全管理チェックシート」を活用する。

【国通知】

・令和８年５月19日付８ス地ス第８号「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」

・令和８年６月30日付８文科教第681号「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて（通知）」 ※別表①を参照。

（5）落雷・悪天候時の対応

屋外での活動において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

① 雷ナウキャスト（気象庁による雷の予測情報）で、開催場所の 約15km圏内に落雷（雲放電を含む）か 雷活動度２ （次ページ参照※）以上を確認した場合は活

動を中断もしくは中止する。

② 気象情報サイトにとらわれることなく、急に雷雲が発達することもあり、危険な兆候が確認されたら 躊躇なく活動を中断もしくは中止する。

③ 活動を再開する場合は、雷ナウキャストで情報を確認し、雷活動（雷鳴、雷光等）が止んでから30分以上経過し活動を再開すること。

※雷活動度（気象庁　雷ナウキャスト）

<table>
<tr><th>活動度</th><th colspan="2">雷の状況</th><th>屋外において想定される対応</th><th>屋内で想定される対応</th></tr>
<tr><td>4</td><td>激しい雷</td><td>落雷が多数発生している</td><td rowspan="3">屋外にいる人は落雷の危険があるため、建物や車の中へ移動するなど、安全確保に努める。
屋内にいる人は外出を控える。</td><td rowspan="3">パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>やや激しい雷</td><td>落雷がある</td></tr>
<tr><td>2</td><td>雷あり</td><td>電光が見えたり、雷鳴が聞こえたりする。落雷の可能性が高くなっている。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>雷可能性あり</td><td>現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性がある。</td><td colspan="2">今後の雷ナウキャストや空の状況に注意する。</td></tr>
</table>

（６）感染症対応

インフルエンザ等の感染症が発生した場合、罹患した生徒は、学校への出席停止期間と同期間、地域クラブ活動への参加を見合わせることとする。

また、学校閉鎖等の出席停止の措置がとられた場合、感染拡大防止の観点から、対象となる生徒は参加を停止すること。

（７）熱中症対策等

地域クラブの指導者は、活動時の暑さ指数（ＷＢＧＴ）や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止の判断を行うこと。また、活動の中止や中断に備えて、暑さ指数の記録をとるなどして判断基準を明確にするとともに、保護者や医療機関への連絡体制を整えておくこと。

①「熱中症警戒アラート」発表時（県内１５地点のいずれかで暑さ指数が「３３」以上になると予測される場合）は、原則屋外活動は中止する。

②「熱中症特別警戒アラート」発表時、または防府市での暑さ指数が「３５」以上になると予測される場合は、原則全ての活動を中止する。

（８）その他

台風の接近などで学校が休業となった際には、地域クラブ活動についても活動を中止とする。

別表①　学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ①

令和８年５月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

１．事故の概要

○ 令和８年５月６日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、**マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生**

○ **事故に至る経緯等**については現在も捜査中であるが、**北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況**。両者は、当該バスの手配について、**事前に見積書や契約書を交わしていなかった**と回答

２．今後の対策

○ **教育課程内の活動**においては、移動が必要となる場合、**原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動**においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、**地域の実情も踏まえつつ**、利用可能な範囲で、**公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討**することが重要

（１）ガバナンスの徹底

○ **学校の設置者は**、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して**適切に管理運営。学校及び交通事業者等は**、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、**担当者任せにせず、組織として対応**

○ **学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」**であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、**書面等による事前承認を含む安全管理を徹底**

○ **学校は**、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、**保護者に対して事前に連絡**

（２）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

○ **学校は**、**法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認**するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、**適切に交通事業者等を選定**

○ **貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付**

○ **学校、交通事業者等ともに**、自動車の利用前に、**見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存**

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ②

（３）レンタカーでの契約の在り方

○ **学校は**、レンタカーを利用する場合、**レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず**※1 **、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約**を行い、貸渡証を受領し、当日携行

○ **学校は**、レンタカー契約に際して、**実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記**するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請

○ **レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない**※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（４）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

○ **学校の教職員は**、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「**安全管理チェックシート**」を参考に、**①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認**、**②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認**を行う

その際、**学校の管理職は**、引率計画や移動計画等について、書面等による**事前承認を徹底**

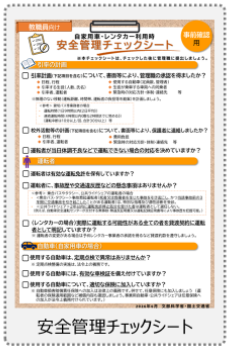

安全管理チェックシート

（５）運転者の手配の在り方

○ **学校は**、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、**学校自らの責任で**、**運転者を直接手配**すること又は**関係法令で認められている事業者等**※2**に直接依頼し、適切に契約**

○ **事業者等は**、関係法令で認められている場合を除き、**運転者の手配の依頼があっても、手配しない**

○ **学校は**、その責任において手配する運転者について、**適切かつ有効な運転免許を保有**していることや、**事故歴・交通違反歴等**の懸念事項がないことを**事前に確認**

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（６）教職員等の同乗について

○ **学校は**、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、**自動車に教職員等**（部活動指導員、保護者等も含む。）**が同乗することが望ましい**ことを踏まえ、**必要な教職員等を適切に配置**

（７）安全意識の啓発・研修等

○ **学校の設置者は**、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての**安全意識の啓発・研修等を実施**することが望ましい

○ **学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める**とともに、**国土交通省の地方運輸局等においても**教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、**研修への協力に努める**

＊部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

自家用車・レンタカー利用時
安全管理チェックシート

事前確認

引率の計画

☐ **引率計画**（下記項目を含む）**について、書面等によりクラブから説明を受けましたか？**

- ◆ 日程、行程、費用負担
- ◆ 引率する生徒（人数、氏名）
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 使用する自動車（定員数、管理者）
- ◆ 生徒が乗車する車両への同乗者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先　　等

※無理のない移動（運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案）を計画しましょう。

＜参考＞ 貸切バス等乗務者の場合
・ 運転時間（１日９時間以内《２日平均》）
・ 連続運転時間（４時間以内《概ね２時間までに努める》）
（運転中断は10分以上/回、合計30分以上） 等

☐ **運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？**

運転者

☐ **運転者は有効な運転免許を保有していますか？**

☐ **運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？**

＜参考＞ 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合
・〈乗合バス・タクシー〉事故惹起運転者（死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者）は、特別な指導及び適性診断を受診。
・＜公共ライドシェア＞２年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。（例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。）

☐ **（レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？**

※運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。

自動車（自家用車の場合）

☐ **使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？**

※定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ **使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？**

☐ **使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？**

※自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう。
（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。）

文部科学省・国土交通省が作成（２０２６年６月）したものを地域クラブ用に一部改変

自家用車・レンタカー利用時
安全管理チェックシート

当日確認

引率の実施

- ☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？
  ※天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。
- ☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？
  ※当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。
- ☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？
- ☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？
- ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？

運転者の状況

- ☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？
- ☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？
- ☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？
- ☐ （当日、急きょ、運転手が変更となった場合）有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前にクラブの承認を得た運転者ですか？

自動車の状況

自家用車の場合

- ☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認（損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等）、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？
- ☐ 有効な車検証を備え付けていますか？
- ☐ 使用する自動車について適切な保険に加入していることを確認しましたか？
  ※自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう）。

レンタカーの場合

- ☐ 貸渡証を携行していますか？

文部科学省・国土交通省が作成（２０２６年６月）したものを地域クラブ用に一部改変